

開催年月日 平成28年11月7日
 質問者 日本共産党 真下 紀子 委員
 答弁者 公営企業管理者、企業局長、企業局次長、
 発電課長、発電課参事

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 電気事業会計について (一) 電気事業継続の方針について (真下委員) それでは企業決算について、まず電気事業会計から質問させていただきます。 私ども日本共産党道議団はこれまで電気事業の民間譲渡方針を撤回するように、そして公営企業としての継続をするようにということで求めて参りました。今般この民間譲渡方針を撤廃したと承知しております。その理由についてまず伺いたいというふうに思います。</p>	<p>(発電課長) 道営電気事業についてであります。本年2月に、道営電気事業のあり方検討委員会からご提言を頂いた報告書では、道営電気事業の運営に関し、公共的、公益的な役割が高く、経営的にも、FITの一部適用により中長期的にも一定程度の経営の安定が見込まれることから、平成32年度以降にあっても、道営の電気事業として継続することが妥当であるとされております。 また、現在進められております電力自由化の動向など、今後の社会経済情勢の変化に柔軟に対応できる態勢の維持、確保に努めるべき旨のご提言も併せて頂いております。 このようなことから、企業局としましては、今後の事業運営に関し、老朽化した施設の計画的な改修に努めるとともに、電力自由化などの環境変化に対応できるよう、経営基盤等の強化に努めながら、平成32年度以降においても、道営の電気事業として継続できるよう努力してまいりたいと考えております。</p>
<p>(二) 固定価格買取制度における利益について (真下委員) この方針転換については歓迎するものです。 そこで、固定価格買取制度、いわゆるFITの導入などで、当初の想定を超える利益が生まれていると承知しておりますけれども、昨年度の電気事業会計で純利益がどのようになっているのか伺いたいというふうに思います。 また、今後どれほどの純利益が発生すると想定をしているのか今後の見通しについても併せてお答えください。</p> <p>(真下委員) 電力自由化の影響については見通せないということですが、当面ですね、平成31年度までは利益が上がるという、そういう見通しだと思います。</p>	<p>(発電課長) 平成27年度の純利益などについてであります。平成27年4月からシューパロ発電所が、固定価格買取制度、いわゆるFITの適用発電所として運転を開始したことなどから、電力料金収入が大幅に伸びました。 また、国が管理する夕張シューパロダムの供用開始に伴い、下流にある発電所の発電量が減少することによる減電補償金約7億2千万円が特別利益に計上されました。 このようなことから、修繕費や減価償却費などの費用が増加したものの、平成27年度の純利益につきましては、前年度比約19億8千万円増の約23億6千万円となったところであります。 今後の見通しにつきましては、道営電気事業のあり方検討委員会の試算では、平成31年度までは、毎年12億円から15億円程度の純利益が見込まれるとされておりますが、32年度以降については、電力自由化の動向など不透明な点もあり、企業局としましては十分に見通せない面があるものと考えております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(三) 再生可能エネルギーの普及拡大について (真下委員)</p> <p>それで、経済部において、知事部局においてですけれども、基金を設置して活用を検討されているというふう聞いております。本来は老朽化した設備改修に加えて、企業局自身がですね、再生可能エネルギーの普及拡大に向けて、新たに生まれた利益を最大限活用していくべきではないかと、それが本来の仕事ではないかと考えるところですがどうか。</p> <p>(真下委員)</p> <p>私はその際ですね、財源の置き換えと言いますか、本来、知事部局が使うべき再生可能エネルギーへの財源を減らして、企業局からの収入に頼ることがあってはならないと思いますし、本来の意味ですね、再生可能エネルギーが更に拡大をしていくと、そういうことのために使われるのであれば、いたしかたない点もあるかもしれませんが、しかし、公営企業としては、やはりこれは本来公営企業の中で、再生可能エネルギーを発展をさせていく立場で、本来使うべきだと私は考えております。</p>	<p>(企業局次長)</p> <p>再生可能エネルギーの普及拡大についてであります。企業局といたしましては、今後、FITによる利益を含めました内部留保資金につきまして、一定程度確保できるものと考えてございます。その活用に関しましては、FIT制度の趣旨や、「道営電気事業のあり方検討委員会」から頂きましたご提言などを踏まえ、老朽化した企業局の発電施設等の改修はもとより、知事部局等との連携も含め、幅広い観点から、地域における再生可能エネルギーの普及拡大に資するよう努めてまいりたいと考えております。</p>
<p>(四) 小水力発電の導入について (真下委員)</p> <p>次に小水力発電についてですが、昨年我が会派の質問に対して「夕張市沼の沢取水堰での小水力発電の可能性について検討している」というふうに答弁をされております。その後の状況について伺いたいと思います。</p> <p>(真下委員)</p> <p>モデル的に普及していくことで、エネルギーの地産地消の拡大が期待される方向で頑張りたいということだと思っております。やはりこのところもしっかりとやっていただきたいと思っております。</p>	<p>(発電課参事)</p> <p>小水力発電についてであります。企業局において、自ら小水力発電を導入することは、地域における再生可能エネルギーの普及拡大のモデルケースとなるものと考え、夕張市にあります沼の沢取水堰の維持用水を利用した小水力発電の導入に向けて検討を進めてきたところであります。</p> <p>本年度におきましては、基礎的な調査結果を踏まえ、関係機関との協議・調整とともに、詳細な設計を行っているところであり、来年度から施設建設工事に着手し、平成30年度から稼働できるよう、努力してまいりたいと考えております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(五) 小水力発電等の普及の課題について (真下委員)</p> <p>また企業局はこれまで地域新エネルギー導入アドバイザー制度を活用して市町村に対して普及拡大に努めるといふふうに答弁を繰り返してまいりました。アドバイザー制度の活用による市町村での発電施設の設置状況についてはどのようになっているのか伺います。</p> <p>また、併せて普及がなかなか思うように進んでいかないようですけれども、その課題についてはどのようにお考えか伺います。</p> <p>(真下委員)</p> <p>やはり、地域に専門的な知識を有する人材の不足という課題とおっしゃられた訳ですけど、本当に常駐している方が少なかったりという課題があるというふうに説明を受けて、これは喫緊にですね、解決していかなければ問題であると思えますし、企業局自身も専門的人材を確保するというところに苦労があるかと思えますけれども、そこをしっかりと養成のところから相談をしながら、きちっとやっていただきたいというふうに思います。</p>	<p>(発電課参事)</p> <p>小水力発電の普及状況などについてであります。企業局では、これまでも「地域新エネルギー導入アドバイザー制度」を通じ、市町村等が取り組む小水力発電などに対し、モデルプランの提案や導入事例などの情報提供、河川の流量調査に関する技術指導など、地域のニーズに応じた支援に努めてきたところであります。</p> <p>こうした中、アドバイスをを行った市町村のうち、滝川市や美幌町において、既に発電施設の運転を開始しておりますが、弟子屈町では発電施設の設置が遅れているものと承知をしております。</p> <p>また、市町村等からは、再生可能エネルギーの導入に際しては、発電に関連する専門的な知識を有する人材の不足や、採算性の確保等についての課題があるなどの意見が寄せられております。以上です。</p>
<p>(六) 他県の取組について (真下委員)</p> <p>しかしながらですね、北海道は小水力発電、水力発電のポテンシャルが非常に高いと。しかしながら、公営電気の都道府県別発電設備によりますと、北海道は8地点で84,710kWと、26都道府県中ですね、12番目という低さ、少なさです。北海道のポテンシャルを最大限生かしているとは言い難い状況があるというふうに考えております。他県における再生可能エネルギー普及の取組において、先進的事例を道は把握しているのか。また、具体的にどのような取組を行っているかなど伺いたいと思えます。</p> <p>(真下委員)</p> <p>北海道の優位性といいますか、先進性からいきますと、本来先進例として北海道の公営企業が、企業局が紹介をされると、こういう立場になるくらいの取組をしていくのが、皆さんのお仕事だといふふうに私は考えております。</p>	<p>(発電課参事)</p> <p>他県の取組などについてであります。全国の公営気事業者については26団体あり、その中には、再生可能エネルギーの普及の拡大に向けた取組を実施しているところもあります。</p> <p>具体的な事例といたしましては、岩手県において、新エネルギー又は省エネルギーの機器の導入促進に寄与する一般会計事業への繰り出しや、市町村等が、地域の公共施設にクリーンエネルギー設備を導入する場合の経費の一部を助成しているところでもあります。</p> <p>また、山梨県においては、発電総合制御所に展示室を設け、水力発電等の資料展示や、参加体験型装置などを設置をし、再生可能エネルギーの普及啓発に努めております。</p> <p>さらには、複数の県において、地域における小水力発電など、再生可能エネルギーの導入のための情報提供や技術支援に関する取組を行っているものと承知をしております。以上です。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(七) 市町村等への支援拡大に向けた取組について (真下委員)</p> <p>あり方検討委員会における意見でも「再生可能エネルギーに興味を持つ市町村への技術指導など、さらなる支援が必要」と、委員の方々からもですね、支援拡大を求める声が出ております。これまで以上に市町村への支援を強める必要があると考えますが、どのように取組を強化されるのか伺います。</p> <p>(真下委員)</p> <p>アンケート調査の結果ですね、やっぱり結果につながるようには是非取組を強化していただきたいというふうに思います。</p>	<p>(企業局長)</p> <p>市町村等への支援についてでございますが、企業局では、これまで「地域新エネルギー導入アドバイザー制度」によりまして、市町村等が行う新エネルギー導入に関する取組を支援してきたところでございますが、更なる普及拡大に向け、本年度は道内全市町村を対象に、導入における課題などに関するアンケート調査を実施しているところでございます。</p> <p>また、知事部局におきましては、再生可能エネルギーの地産地消の取組を一層促進するため、総合的な支援の方向性を検討しているものと承知をしており、企業局といたしましては、その状況や、現在実施しているアンケート調査の結果、さらには、他の公営電気事業者における取組などを踏まえまして、関連する支援策等の充実・強化につきまして、検討してまいりたいと考えております。以上でございます。</p>